

新型複利定期預金

こころ

特別金利キャンペーン

お取扱期間 平成29年6月9日(金)～平成30年3月30日(金)

※お取扱期間内であっても販売総額に達し次第、取り扱いを終了とさせていただきます。

- お預け入れ単位：10万円以上1,000万円未満(1円単位)
- お預け入れ期間：5年(据置期間1年、自動継続扱い)

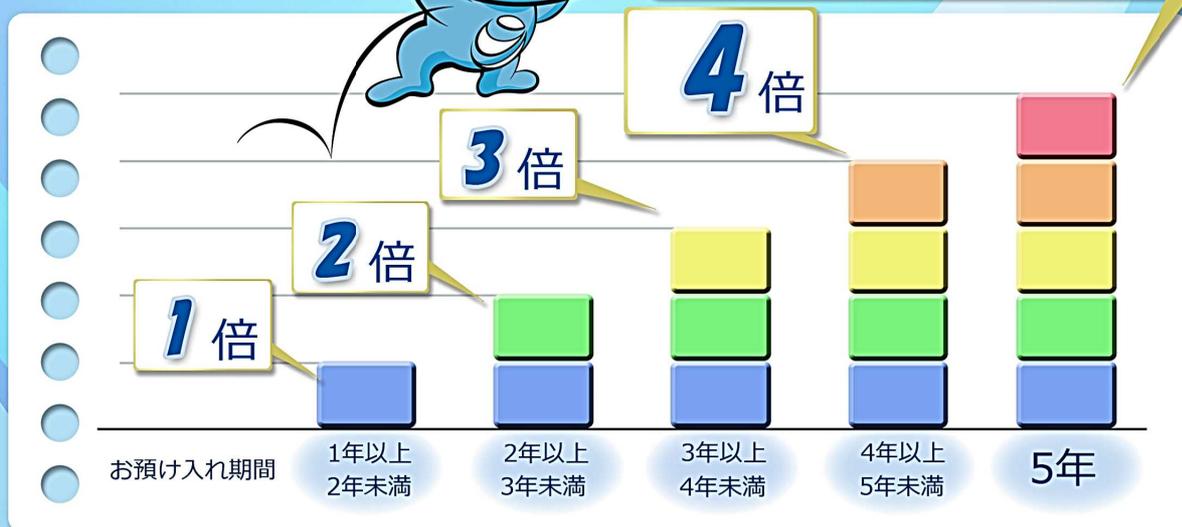
長く預けるほど
お**得**!



店頭表示金利の

最大 **5** 倍

5年お預け入れされた場合の1年あたりの金利



- 1年の据置期間を経過すれば、全部・一部の払戻しが可能です。
- 半年複利で長く預けるほど1年あたりの金利が段階毎にアップします。
- お利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。



＜金利情報はこちら＞
左記のQRコードからHPへ
移動し、金利情報を閲覧する
ことができます。



あなたのいちばんであるために。
山梨信用金庫

《やましん》 定期預金「ころ」商品概要

お預け入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長5年(据置期間1年、自動継続扱い) ・この預金は、預金の全部または一部について、お預け入れ日の1年後の応答日(据置期間満了日)以後の任意の日に解約できます。 ・最長預入期限以外の日を満期日としてご指定いただくことはできません。
払戻し	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻しいたします。 ・据置期間経過後は、この預金の全部または一部について払戻すことができます。 ・一部払戻しは、1万円以上1円単位で何回でも払戻しができます。 ただし、一部払戻し可能額は、一部払戻し後の残高が10万円を下回らない金額までとします。
お利息	
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ金額①(300万円未満、300万円以上1,000万円未満)に応じた証書記載の利率(自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利)をお預け入れ期間②(1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上4年未満、4年以上5年未満、5年)の区分に従い、約定利率で最長預入期限まで適用いたします。 ・一部払戻し後の利率は、一部払戻しをした日以後、一部払戻し後の残高について、上記①のお預け入れ金額および上記②のお預け入れ期間に応じた証書記載の利率(自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利)を約定利率として適用いたします。 ・据置期間経過後に全部または一部について払戻しを行った時は、払戻しを行った元金部分については、お預け入れ日から払戻し日の前日までの上記②のお預け入れ期間に応じた利率が適用されます。但し、当初300万円以上お預け入れ頂いた場合、一部払戻し後の残高が300万円を下回った場合の利息は、その日を境に300万円以上の利率と300万円未満の利率とで分かち計算をいたします。 ・適用金利の上乗せは初回満期日までとなります。
利払頻度	解約時(一部払戻しの場合は、一部払戻し時)に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、半年複利の方法により計算いたします。
税金	<p>お利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税されます。</p>
付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取り扱いができます。
中途解約時の取扱い	お預け入れ日(自動継続扱いの場合は継続日)の1年後の応答日の前日まで(据置期間中)に解約される場合は、お預け入れ日(自動継続をした場合は継続日)から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。
金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳式定期、総合口座でのお取り扱い並びにATMIによるお取扱いはできません。 ・元利自動継続のもので、継続後の元金残高が1,000万円以上となる場合は、自動継続されません。 ・自動継続されない場合の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
苦情処理措置・紛争 解決措置	<p>■苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある本支店または本部コンプライアンス統括部/お客様相談室(9時～17時、電話0120-454-585)までお申し出ください。また、当金庫のほか全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)および関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話03-5524-5671)で苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部/お客様相談室または上記の全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>

◎詳しい内容については、窓口または担当者までお気軽におたずねください。

あなたの、いちばんであるために。

